

緊急通報体制整備事業

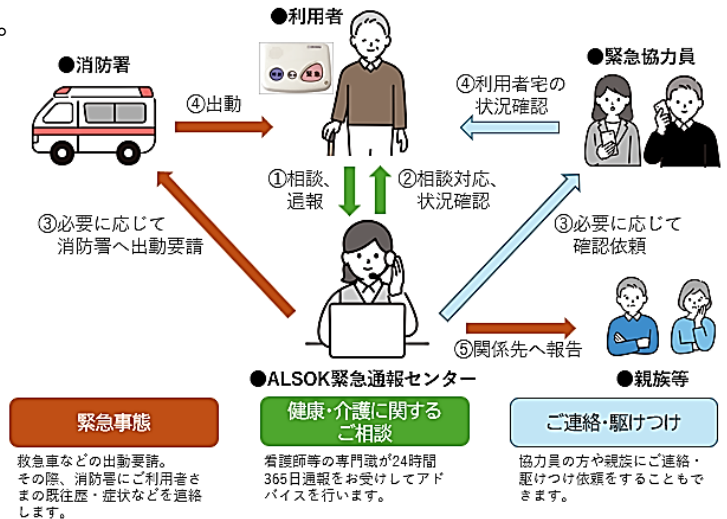
■対象者

ひとり暮らしの65歳以上の鹿屋市住民で、慢性疾患等により日常生活上、注意を要する状態（急変のリスクや機能低下、不安行動のある状態）にある方

※緊急協力員（緊急時に協力を得られる方）を2人選任する必要があります。

■事業内容

- 対象者に緊急通報装置を貸与します。
- 緊急通報装置の利用により、看護師等の専門職が24時間体制で相談対応を行うことで、対象者は緊急通報サービスや見守りを受けることができます。
- また、不安なことや健康、介護のこと等を相談したい時にも利用できます。



■装置について（詳細は裏面を参照ください。）

固定の本体装置とペンダント型送信機を貸与します。

- 本体装置にあるボタンを押して使用します。
- 居室内では、ペンダント型送信機を身に着けることで、どの居室にいても、いつでもボタンを押して通報することができます。
- 装置には、固定電話回線を必要とするものと、本体に音声SIMを搭載した固定電話回線を必要としないものがあり、どちらか選択していただきます（ご自宅に電話回線が無い方は携帯電話等が必要になります）。

※ペンダント型送信機では、会話することはできません。

※希望者には安否確認センサーを追加することができます（追加料金が発生します）。

■申請から利用(装置貸与)までの流れ

1. 高齢福祉課窓口又は各総合支所にて申請する。
2. 申請後日、装置貸与の決定通知を受け取る。
3. 業者が訪問し、装置の設置・契約を行う。

※申請から利用まで
約3週間かかります

■利用料金(自己負担分)

月額1,595円 の自己負担が発生します。

※ 安否確認センサー付の場合、月額1,925円 となります。

※ 貸与内容は変更になる場合があります。

【問合せ先】 鹿屋市共栄町20番1号
鹿屋市 高齢福祉課 地域包括ケア推進係
電話 0994-31-1116（直通） FAX 0994-41-0701